添付書類目次

添付書類

１－（１）	定款の写し又はこれに準ずるもの
１－（２）	登記事項証明書（申請者が登記をしている場合）
２－（１）	直近の３事業年度の事業報告の写し又はこれに準ずるもの
２－（２）	直近の３事業年度の貸借対照表又はこれに準ずるもの
２－（３）	直近の３事業年度の損益計算書又はこれに準ずるもの
３	低炭素水素等供給等事業計画に法第７条第３項に規定する事項を含める場合にあっては、同項に規定する者に係る次に掲げる書類 ①　定款の写し又はこれに準ずるもの ②　登記事項証明書（当該者が登記をしている場合） ③　直近の３事業年度の事業報告の写し又はこれに準ずるもの ④　直近の３事業年度の貸借対照表又はこれに準ずるもの ⑤　直近の３事業年度の損益計算書又はこれに準ずるもの
４	次の①又は②に掲げる場合の区分に応じ、当該①又は②に定める書類 ①　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行規則（令和六年経済産業省令第69号）第二条第二号に規定する水素の化合物の供給又は利用を行う場合　同令第三条第三項第四号イの合意がなされていることを証する書類 ②　同令第二条第三号に規定する水素の化合物の供給又は利用を行う場合　同令第三条第四項第二号の規定により読み替えられた同条第三項第四号イの合意がなされていることを証する書類
５	供給等施設を整備する場合にあっては、その規模を明らかにした図面
６	供給等施設を整備する場合にあっては、その場所を明示した国土地理院の発行に係る縮尺５万分の１以上の地形図
７	導管を設置する場合にあっては、その内径及び導管内の常用圧力（正常時における導管内の最高運転圧力をいう。）の選定根拠を記載した書類
８	港湾法施行規則第３条の４第１項各号（技術基準対象施設の建設又は改良を行わない場合にあっては、同項第４号）に掲げる書類（法第11条第１項の規定の適用を受けようとする場合）
９	港湾法施行規則第５条第２項各号（技術基準対象施設の建設又は改良を行おうとする場合にあっては、同項第２号から第４号まで及び同条第３項各号。１０において同じ。）に掲げる書類（法第11条第２項の規定のうち港湾法第38条の２第１項の規定による届出の特例の適用を受けようとする場合）
１０	港湾法施行規則第５条第２項各号に掲げる書類のうち低炭素水素等供給等事業計画の認定に伴いその内容が変更されるもの（法第11条第２項の規定のうち港湾法第38条の２第４項の規定による届出の特例の適用を受けようとする場合）

（備考）

１．上記のほか、必要に応じて、法第７条第５項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類を添付すること。また、主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出すること。

２．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。